

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C工場（以下「事業場」という。）において、機械設備の保守業務に従事していた。

請求人によると、会社に入社して以来、事業場D課のEから仕事を教えてもらえないなどのずさんな取扱いを受け、Eの退職後は、清掃のパートタイマーとして入社したFから身勝手なじめや嫌がらせを受け、精神障害に至ったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、G病院に受診し、「不安—うつ状態の疑い」と診断された。また、平成〇年〇月〇日、H病院に受診し、「気分変調症」と診断された。

本件は、請求人が療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F34.1 気分変調症」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断し、その時期は平成〇年〇月〇日としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

なお、専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書（以下「前意見書」という。）においては、本件疾病の発病時期を平成〇年〇月〇日頃としているが、平成〇年〇月〇日付け意見書に示された発病日は、請求人の症状経過等に係る新たな情報を十分に検討した上で結論付けられたものと推認されることから、当審査会としては、前意見書における発病時期を採用することはできないものと判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、申立書において、①「複数名で担当していた業務を○人で担当するようになった」、②「仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」、③「上司とのトラブルがあった」、④「同僚とのトラブルがあった」、⑤「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」、⑥「長時間労働を行った」に該当する出来事があった旨主張する。

(5) 請求人主張の各出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア ①の出来事について

請求人は、平成○年○月○日作成聴取書において、月○回行うこととなっている水質検査、朝検針のデータ更新作業及び清掃業務日誌の発行作業について、以前は複数名が交代で行っていたにもかかわらず、請求人の勤務日は、請求人が一人で担当するようになった旨を主張する。

この点について、I主任は、水質検査や朝検針のデータ更新を請求人だけにやらせていたということはないと述べているところ、その他に請求人の主張を裏付ける証言及び証拠は確認できない。

もともと、請求人は当該主張を事実であると強く述べていることから、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、請求人が担当するようになったという作業の内容は特段困難であったものとは認められず、また、作業時間も限られたものであることから、同出来事について、仮に事実であったとしても、心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ ②の出来事について

請求人は、前記聴取書において、ケーキや餅の製造作業の応援に、D課からは請求人ばかりが行かされたこと、朝の検針作業時に、保安用携帯電話の携行を強いられたことなどが差別的取扱いに当たると主張している。

ケーキや餅の製造作業の応援について、J係長は、請求人だけを行かせていたわけではなく、同係長自身も行ってたと述べ、I主任は、請求人が応援作業要員として適していると判断されたためであった旨述べている。

また、携帯電話の携行について、同係長は、請求人に携帯電話を持たせれば、積極的に仕事をするだろうという意図があつて持たせたと述べ、K係長

及びI主任は、請求人にだけ携帯電話の携行を押し付けていたわけではないと述べている。

これら事業場関係者の申述を踏まえると、請求人が主張する内容をすべからず事実であると認定することはできないものの、請求人がケーキや餅の製造作業の応援に行かされたこと及び朝の検針作業時に保安用携帯電話を携行させられたことは事実であったと推認し得る。そこで、これらの出来事を認定基準別表1の具体的出来事「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、請求人のみが差別的意図のもとにこれらのことをさせられたとは判断し得ず、また、時間外労働時間数が顕著に増加した等の特段の不利益を受けたものとも認められないことから、同出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ ③の出来事について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、チェーンを間違えて短く切ってしまったことに関し、K係長が「短く切りやがって」と怒ってチェーンを床に叩き付けたこと、浄化槽から水があふれ出てきた事態において、D課のLが教えもせずに「できないのか。」と言ったこと、請求人の工具台車が乱雑になっているとして、Eが当該台車を工場から遠くて不便な場所にある部屋の中にしまうよう命じたことなどについて、怒りを覚えた旨述べている。

当審査会としては、請求人のこれらの主張が事実であったとしても、その内容からみて、請求人に対する業務指導の範囲を逸脱した嫌がらせやいじめがあるとは判断し得ず、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、そもそもトラブルとはいえない程度の事であるとみるのが妥当であり、同出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ ④の出来事について

請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、平成〇年〇月に入社したMが、Eらの請求人を中傷する話を真に受け、請求人を馬鹿にしたような態度を取ったこと及び平成〇年〇月に入社したパートのFが、入社当初から請求人に挨拶を返さず、無視する態度を取ったことがあったと述べている。

当審査会としては、請求人の主張内容からみて、もはや職場でのトラブルともいえないものと判断するところ、一応、請求人の主張する内容を認定基準別表1の具体的出来事に当てはめ、「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、客観的にはトラブルとはいえない主張内容であることから、同出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

オ ⑤の出来事について

請求人とほぼ同じ時期に会社に採用されたI主任が、平成〇年〇月〇日に班長職に昇格している事実が認められることから、同出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当するとみて検討するも、心理的負荷の強度を変更すべき事情は認められないことから、同出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

カ ⑥の出来事について

請求人は、本件疾病発病前〇か月ないし〇か月において、月に40時間前後の時間外労働を行ったものと認められるが、出来事として他に評価する項目があることから、同出来事については評価の対象とはしない。

キ 請求人は、上記アないしカ以外にも出来事を縷々主張するが、評価期間外の出来事について評価することはできない。

(6) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、本件疾病の発病時期は平成〇年〇月中旬頃である旨主張するが、請求人の当該主張は医学的根拠を欠くことから採用することはできない。

(7) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

平成〇年〇月〇日付けN医師作成意見書によれば、平成〇年〇月〇日の初診時、請求人は、受診の端緒及び主訴として、「知人に金をだまし盗られて裁判中である。気分が沈む。」と述べたとされており、業務以外に相応の負荷があったものと推認される。

(8) 上記(5)のとおり、請求人には心理的負荷の総合評価「弱」の出来事が最大5つ認められるものの、これらの出来事の全体評価は「弱」であって「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

(9) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け審理のための処分の申立書において、事業場関係者への質問や書類の検査を行うよう求め、また、同年〇月〇日付け審理のための処分の申立書において、請求人の当時の精神状態についての鑑定を行うよう求めているが、当審査会として、これらの必要性を認めることはできないことから、請求人の申立を採用することはできない。

3 以上のおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。